

(1) 審議事項

イ がん診療連携拠点病院の現況報告及び指定更新について

- ① **がん診療連携拠点病院について**
- ② **指定関係書類の届出等の状況について**

① がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院とは

全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう
都道府県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する病院。
専門的ながん医療や緩和ケアの提供、地域のがん診療を担う医療
機関との連携、がん患者に対する相談支援や情報提供など、質の
高いがん医療を提供する役割を担っている。

① がん診療連携拠点病院について

● 拠点病院等の種類

(1) 拠点病院

- ア 都道府県がん診療連携拠点病院^{※1}：都道府県に1カ所
- イ 地域がん診療連携拠点病院：がんの医療圏^{※2}に原則1カ所
- ウ 地域がん診療連携拠点病院（特例型）：指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

(2) 特定領域拠点病院：特定のがんについて、都道府県内の最も多くの患者を診療する病院

(3) 地域がん診療病院：隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定する。

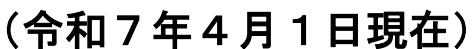
※1 都道府県がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、さらに「都道府県における診療機能強化に向けた要件」、「都道府県における相談支援機能強化に向けた要件」及び「都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件」の諸要件を満たす必要がある。

※2 がんの医療圏

都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏のことをいう。本県は二次医療圏と一致している。

①



- ・ 県立がんセンター

- 横浜 9 病院
- 川崎北部 2 病院
- 川崎南部 3 病院
- 相模原 2 病院
- 横須賀・三浦 2 病院
- 湘南東部 1 病院
- 湘南西部 1 病院
- 県央 1 病院
- 県西 1 病院

- ① **がん診療連携拠点病院について**
- ② **指定関係書類の届出等の状況について**

② 指定関係書類の届出等の状況について

区 分	病院数
現況報告	22病院
指定更新申請	1 病院
新規指定申請	4 病院

- 「がん診療連携拠点病院等の指定の推薦等の手続きについて（令和 7 年 8 月 29 日付け健生が発0829第 2 号厚生労働省がん・疾病対策課長通知）」に基づき、県内の拠点病院等に周知。
- 現況報告：全ての要件を満たした病院＝指定期間 4 年
指定更新申請：未充足要件があった病院＝指定期間 1 年
- ※ 「第25回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」（令和 7 年 2 月 13 日開催）における指定要件充足状況による。

② 指定関係書類の届出等の状況について

医療圏	病院名（◎：都道府県拠点病院） ※ 法人名略	所在地	指定期間	現況 報告	指定 更新	新規 申請
横浜 (10)	◎神奈川県立がんセンター	旭区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	横浜市立大学附属病院	金沢区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	横浜市大附属市民総合医療センター	南区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	横浜市立みなと赤十字病院	中区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	横浜市立市民病院	神奈川区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	済生会横浜市東部病院	鶴見区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	横浜労災病院	港北区	R6.4.1～R9.3.31（3年）	●		
	昭和医科大学横浜市北部病院	都筑区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	横浜医療センター	戸塚区	R6.4.1～R9.3.31（3年）	●		

② 指定関係書類の届出等の状況について

医療圏	病院名（◎：都道府県拠点病院） ※ 法人名略	所在地	指定期間	現況 報告	指定 更新	新規 申請
川崎北部 (2)	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	新百合ヶ丘総合病院	麻生区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
川崎南部 (4)	川崎市立井田病院	中原区	R7.4.1～R8.3.31（1年）		●	
	関東労災病院		R6.4.1～R9.3.31（3年）	●		
	日本医科大学武蔵小杉病院		—			●
	川崎市立川崎病院	川崎区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
相模原 (3)	北里大学病院	南区	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	相模原病院		—			●
	相模原協同病院	緑区	R6.4.1～R9.3.31（3年）	●		

② 指定関係書類の届出等の状況について

医療圏	病院名（◎：都道府県拠点病院） ※ 法人名略	所在地	指定期間	現況 報告	指定 更新	新規 申請
横須賀・三浦 (2)	横須賀共済病院	横須賀市	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
湘南東部 (2)	藤沢市民病院	藤沢市	R5.4.1～R9.3.31（4年）	●		
	湘南藤沢徳洲会病院		—			●
湘南西部 (2)	東海大学医学部付属病院	伊勢原市	R6.4.1～R9.3.31（3年）	●		
	平塚市民病院	平塚市	—			●
県央（1）	大和市立病院	大和市	R7.4.1～R9.3.31（2年）	●		
県西（1）	小田原市立病院	小田原市	R6.4.1～R9.3.31（3年）	●		

病院数：27

② 指定関係書類の届出等の状況について

● 現況報告及び指定更新において、要件未充足の病院

対象病院	指定要件未充足内容	実績	理由及び充足見込時期
独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	放射線治療のべ患者数（基準：年間200人以上） ※期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日	125人	・令和6年7月27日～12月8日までの期間、放射線治療機器の入替を行ったため。 12月9日以降は通常どおりの治療を行っている。 ・令和7年は基準の治療数を達成できる見込み。

厚労省の見解

当該期間中に放射線治療機器更新による休止期間があり、基準件数に達していない場合は、機器更新が行われていたことを証する書類を提出すれば、未充足として扱わない。